

(拡大型指名競争入札の事前公表)

平成25年7月4日

契約責任者 東日本高速道路株式会社
北海道支社長 小島 治雄

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

工事の名称	道央自動車道 札幌南料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事
工事場所	北海道山越郡長万部町(長万部料金所)～北海道上川郡比布町(比布JCT料金所) 北海道夕張市(夕張料金所)、北海道深川市(深川西本線料金所)
工事種別	交通情報設備工事
工事概要	本工事は、北海道支社管内料金所のうち磁気カード方式区間において、老朽化に伴う機器更新工事を行うものである。
工期	契約保証取得の日の翌日から240日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第3項-②-ウ)に該当するため、拡大型指名競争入札とする。
指名通知の日	平成25年7月4日
指名業者数	2者
指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)」第6条の規定に該当する者でないこと (2) 指名通知の日において、東日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 東日本」という。)の平成25・26年度工事競争参加資格の「交通情報設備工事」に認定されている者であること (3) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」に基づき、「地域1」において競争参加資格停止を受けていないこと (4) 指名通知の日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。 (5) 平成22・23年度に完成したNEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点(請負工事等成績評定要領第3条第3項に規定する評定表の成績評定点合計をいう。以下、「成績評定」という。)を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2年連続して)65点未満となる者でないこと。 (6) 平成15年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有していること。 同種工事 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び旧日本道路公団が導入している「磁気カード方式料金収受機械システム」に関する機器の納入から設置(試験調整含む)まで実施した工事(当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。) ただし、次のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。 イ) NEXCO 東日本または旧日本道路公団の工事については、成績評定が65点未満の工事 ロ) 国、地方公共団体等の工事においては、成績評定が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

非指名者の競争参加	非指名者のうち下記①又は②に該当し、かつ③及び④に該当する者は本件競争入札に参加することができる ① 平成25・26年度競争参加資格の有資格者のうち、審査基準日(競争参加資格確認申請書の提出期限の日)までにおいて指名基準の(1)から(6)をすべて満たす者。 ただし、(6)においては下記③に該当することで満たしていることとする。 ② 平成25・26年度競争参加資格の無資格者のうち、審査基準日までにおいて指名基準の(1)、(3)(4)、(5)、(6)を満たす者。 ただし、(6)においては下記③に該当することで満たしていることとする。 ③ 「磁気カード方式料金収受システム」(機器間インターフェース、各システム構成機器)におけるプログラム著作権及び特許権等の排他的権利を有する者またはこれら排他的権利を有する者からの権利取得、開示または納入等が可能なる者であること。 ④ 審査基準日において、次に示す基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を、本件工事に専任で配置できる者であること。なお、専任を要する期間は次のa)からd)に掲げる期間を除いて工事現場が稼動(準備工事期間含む)している期間とする。
-----------	--

	<p>a) 工期開始の日から着工日までの期間</p> <p>b) しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間</p> <p>c) 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>d) 磁気カード方式料金収受機械の製作期間であって、かつ工事現場が不稼働であること</p> <p>1) 主任技術者または監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者であること。</p> <p>2) 現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうちいずれかの者が、平成 15 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工経験を有すること。 同種工事【下記を必要とする。】 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び旧日本道路公団が導入している「磁気カード方式料金収受機械システム」に関する機器の設置（試験調整含む）を実施した工事。 （当該工事を共同企業体の構成員としての施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。） ただし、上記指名基準(6)のイ)またはロ)に該当する工事は施工実績として認めない。 現場代理人を工事経験者とする場合は、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者に限るものとする。</p> <p>3) 専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ 3 ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。 なお、競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。</p> <p>a) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）</p> <p>b) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号）</p> <p>c) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）</p> <p>4) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
<p>契約図書の配布方法等</p>	<p>配布期間：平成 25 年 7 月 4 日（木）から 7 月 19 日（金）まで</p> <p>配布方法：NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること ※標準契約書(案)【【施設工事契約書】を使用すること）、入札者に対する指示書【【郵送入札】版を使用すること）、共通仕様書【【平成 25 年 7 月電気通信工事共通仕様書】を使用すること）、金抜設計書、特記仕様書、その他は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること （標準契約書案、入札者に対する指示書、共通仕様書） ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ （拡大型指名競争入札の事前公表（本書）、金抜設計書、特記仕様書、その他） ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
<p>競争参加に必要な手続</p>	<p>(1) 競争参加資格申請書の作成及び提出《上記 3. 非指名者の競争参加 ①、②の者ともに必要》 作成方法：配布する競争参加資格申請書書式に記載のとおり 提出期限：平成 25 年 7 月 19 日（金） 16:00 提出場所：NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課〔持参または郵送 提出期限内に必着のこと〕</p> <p>(2) 「平成 25・26 年度競争参加資格」審査申請書の作成及び提出《上記 3. 非指名業者の競争参加 ②の者のみ必要》 作成方法：当社ホームページ『競争参加資格のご案内』参照 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ 提出期限：平成 25 年 7 月 19 日（金） 16:00 必着 提出場所：NEXCO 東日本 本社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 新霞が関ビルディング 17F （TEL）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送でのみ受付 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること〕</p>
<p>競争参加資格確認申請書の作成</p>	<p>(1) 配置予定技術者が上記 3. 非指名者の競争参加 3) a) から c) に示す、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。 ①建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日または出向先企業が会社分割の登記をした日から記 3 「競争参加に必要な手続き」(1) に示す提出期限の日までの期間が 3 年以内であること。 1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間 3 ヶ月以上）関係を示す書面 2) 出向元企業の建設業の廃業届 3) 当該建設業の許可の取消通知書または当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もし</p>

	<p>くは公報</p> <p>4) 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡または会社分割についての関係を示す書面</p> <p>② 持株会社の子会社が置く技術者の場合</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>2) 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</p> <p>③ 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る技術者の場合</p> <p>1) 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</p> <p>2) 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</p> <p>3) 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記3「競争参加に必要な手続き」(1)に示す提出期間の日までの期間が1年以内であること</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条第4項第六号に関し、貴社が排除要請等の対象法人でないことを証明するため、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」（指示書様式4-1、4-2）を申請書とともに提出すること。</p> <p>(3) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。</p>
競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《上記3. 非指名者の競争参加 ①、②の者ともに必要》</p> <p>競争参加資格確認結果通知予定：平成25年7月24日（水）</p> <p>(2) NEXCO 東日本から開札日までに、「交通情報設備工事」にかかる「平成25・26年度競争参加資格」の認定を受けること《上記3. 非指名者の競争参加 ②の者のみ必要》</p> <p>※ ①、②の者ともに、指名通知の日から落札者決定の日までの間に NEXCO 東日本から「地域1」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。</p>
入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：平成25年8月5日（月） 16:00</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30 （TEL） 011-896-5777</p> <p>提出方法：郵送（書留郵便に限る）すること（提出期限内に必着のこと） 入札書類の提出に関しては、入札者に対する指示書 [16] 及び [17] を参照のこと</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：平成25年8月6日（火） 13:00</p> <p>開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 会議室</p> <p>(3) 開札への立ち会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立ち会いのない入札者がした入札についても有効として取扱う。ただし、再度入札へ移行する場合には、当該入札者は再度入札を辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。</p> <p>(5) 低入札価格調査</p> <p>(イ) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>(ロ) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書 [25]を参照のこと。</p>

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求められます。

4. 競争参加資格に関する留意事項

<p>施工（調査等）管理業務への入札参加に関する留意事項</p>	<p>本工事の請負人、本工事の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。</p>
<p>入札に参加しようとする者との資本または人的関係</p>	<p>拡大指名競争入札の事前公表日から落札者決定の日までの期間において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 1) の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>① 親会社と子会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下、この 1) の関係にある場合</p> <p>② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>① 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下この 2) が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当するものをいう。）を現に兼ねている場合</p> <p>【役員】の定義</p> <p>イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）</p> <p>ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）</p> <p>ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役</p> <p>【管財人】の定義</p> <p>イ) 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人</p> <p>3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
<p>質問の受付</p>	<p>質問の受付</p> <p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>① 受付期間：平成 25 年 7 月 4 日（木）から平成 25 年 7 月 26 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時から 16 時まで</p> <p>② 受付場所：NEXCO 東日本 北海道支社 調達契約課</p> <p>③ 受付方法：質問書面（様式自由）を持参または書留郵便（受付期間内必着のこと）により提出すること</p> <p>(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。</p> <p>① 回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を含まない。）</p> <p>② 回答方法：質問者に対し書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報」内の「備考欄」に掲載し閲覧に供する。 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> <p>③ 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。 ⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>

その他	<p>(1)入札前価格交渉の有無 無</p> <p>(2)工事費内訳書の提出 必要…入札者に対する指示書 [13] を参照のこと</p> <p>(3)履行保証 必要…入札者に対する指示書 [29] を参照のこと</p> <p>(4)契約書の作成 必要…入札者に対する指示書 [30] を参照のこと なお、作成方法については、落札者と協議する</p> <p>(5)支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金 有：請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 ※ただし、請負代金が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。 ・部分払 有：請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。 <p>(6)単品スライド条項の適用：請負契約書第 25 条第 5 項について適用する。</p>
-----	--

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄

殿

仕入先コード ※1

住所

会社等名

役職等

氏名

印

担当者
TEL
FAX
E-mail

平成 25 年 7 月 4 日付けで拡大型指名競争入札の事前公表のありました道央自動車道 札幌南料金所磁気カード方式料金收受機械更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の拡大型指名競争入札の事前公表において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係もしくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人もしくは担当技術者の出向・派遣元と資本もしくは人事面において関連のある者（以下「請負人等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 配置予定の主任（監理）技術者の資格（様式 3）
3. 配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験（様式 4）
4. 暴力団排除に関する契約書（指示書様式 4-1）
5. 暴力団排除に関する契約書：役員等名簿一覧（指示書様式 4-2）

以上

※1) 「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

様式 2 (施工実績)

施工実績

会社等名 :

項目	同種工事	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び旧日本道路公団が導入している「磁気カード方式料金収受機械システム」に関する機器の納入から設置（試験調整含む）まで実施した工事
	工事名称等	
	工事名	
	CORINS 登録番号	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	発注者名	
	工事成績	00点
	受注形態等 (※)	単体 / 共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式(※) : 甲 / 乙 出資比率 : 00% (〇〇建設 00%)
工事諸元等	工法・規模・寸法	機器の種類 : 機器の設置場所及び施設名称 : 試験調整の有無 :

《補足事項》

- ・「項目」中白抜きの事項は、技術評価項目とする。

《記載上の注意事項》

- ① 代表的な施工実績 1 件を記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告(説明書)に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。
- ② 同種工事の各工事を異なる工事で施工した場合は、工事毎にそれぞれ 1 件記載するものとする。【同種工事が複数ある場合】
- ③ 高速道路会社(旧日本道路公団を含む)が発注した工事の施工実績がある場合は、優先的に記載すること。
- ④ 記載した工事の契約書の表頭部の写し又は財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、工事カルテの写しを添付すること。
- ⑤ CORINS への登録内容または上記④の契約書頭書によっては、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、工事図面・特記仕様書等、その確認に必要な書類を添付すること。
- ⑥ 記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績評定の写しの添付がない場合は、技術評価点を「0 点」とするので留意すること。

様式4 (配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験)

配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者の工事経験

会社等名: _____

配置予定技術者の氏名	□□ □□	△△ △△	
従事(予定)役職(※1)	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者	現場代理人 / 主任技術者 / 監理技術者
最終学歴・学科・卒業年度	高専土木工学科 00年卒業	大学土木工学科 00年卒業	
現場経験	00年	00年	
建設業法(電気通信工事業)に該当する資格等	0級〇〇施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	0級〇〇施工管理技士(取得年・登録番号) 監理技術者資格(取得年・登録番号)	
工事名称等	工事名	○×自動車道△△工事	☆☆☆☆工事
	工事場所	××県〇〇郡※※町△△	□□県〇×市◇◇
	契約金額	00億円	00億円
	工期	平成00年00月00日～平成00年00月00日	平成00年00月00日～平成00年00月00日
	発注者名	〇〇高速道路(株) ◇◇支社	□□県
	工事成績	00点	00点
	発注形態	単体	共同企業体【出資比率:00%(〇〇建設00%)】
	従事役職	主任技術者	主任技術者
	工事諸元等		
	CORINS登録番号	000000000	登録なし

《補足事項》

- ・(※1) 該当するものを○で囲むこと。
- ・「工事名称等」中白抜きの事項は、技術評価項目とする。

《記載上の注意事項》

- ①配置予定の現場代理人または主任(監理)技術者は複数名記載することができるが、記載した者の中から必ず1名以上を配置しなければならない。
- ②現場代理人を記載する場合は本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格を有する者に限るものとする。
- ③記載する主任(監理)技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にななければならない。
- ④本工事に対応した建設業法に定める許可業種に係る資格、その取得年及び登録番号等を記載すること。(建設業法15条2号に規定する大臣認定の場合は『大臣認定』と記載のうえ、認定書類(写し)を添付すること)
- ⑤上表「工事名称等」には、入札公告(説明書)に定める競争参加資格を満たした工事経験1件を記載すること。
- ⑥記載する工事経験は、工期の5割以上の期間において従事していた工事とする。なお、当該工事に設計、工場製作、冬季休止が含まれている場合、それらの期間は除くものとし、設計期間、工場製作期間、冬季休止期間を証明する書類を添付すること。
- ⑦記載した工事内容を証する契約書類の写し(契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分)及び当該工事がCORINSに登録されている場合は登録情報の写し(工事内容を確認できる「工事カルテ(完了時)」)を必ず添付すること。
- ⑧上表に記載した工事経験について、契約書類の写しやCORINSの登録内容で上表の内容をすべて確認することができない場合は、その内容を証明する書類(経歴書、施工計画書等)を添付すること。
- ⑨記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。なお、工事成績を技術評価項目とした工事において、工事成績評定の写しの添付がない場合は、工事成績にかかる技術評価点を「0点」とするの留意すること。
- ⑩同一人の技術者を本工事以外の工事等(NEXCO 東日本の発注する工事等に限らない)にも重複して配置予定技術者として登録する場合で、本工事以外の工事を先に落札したことにより、本工事にその技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札に参加してはならない。なお、技術者を配置できないにも拘らず入札したときは、競争参加資格停止措置を講じる場合がある。

⑩工事経験の従事役職が現場代理人の場合（監理技術者又は主任技術者を兼務していた場合は除く）は、工事経験時に当該工事に対応する建設業法に規定する主任技術者資格または監理技術者資格を有していた場合に技術評価項目の評価の対象とする。主任技術者資格の場合は、当該工事の経験時において資格を証明する資格者証等の写し（実務経験による場合は、工事名・従事期間等のわかる経歴書）を添付すること。

様式 17

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 小島 治雄 殿

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者 印

平成 年 月 日付けで通知された、道央自動車道 札幌南料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名
2. 当該案件の公告日
3. 疑問内容

以 上

再苦情申立書

平成 年 月 日

殿

1 再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

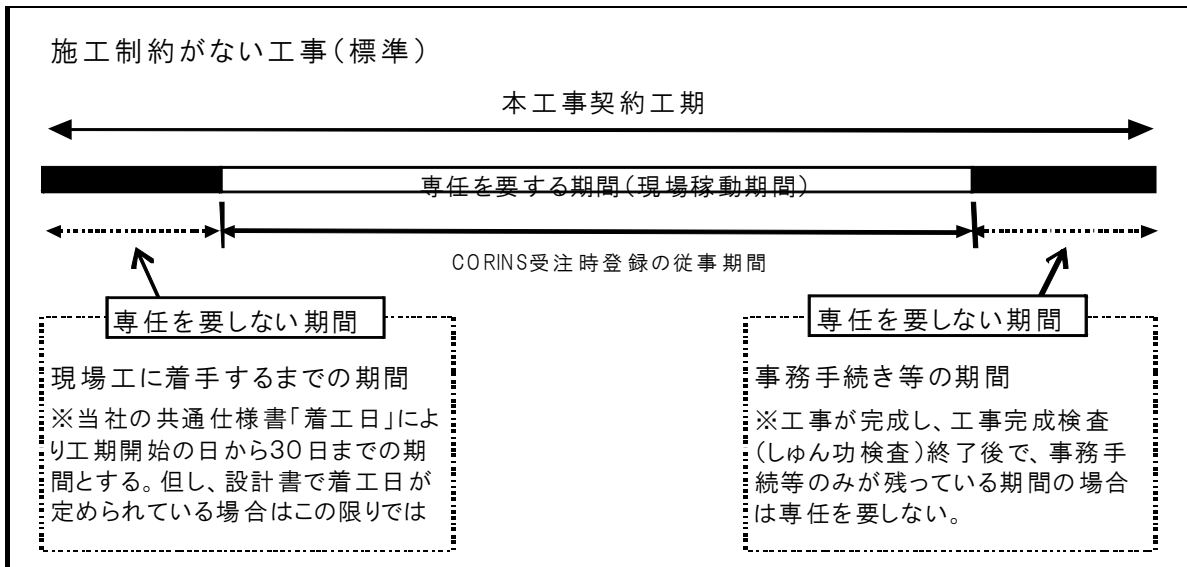
2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道央自動車道 札幌南料金所磁気カード方式料金収受機械更新工事

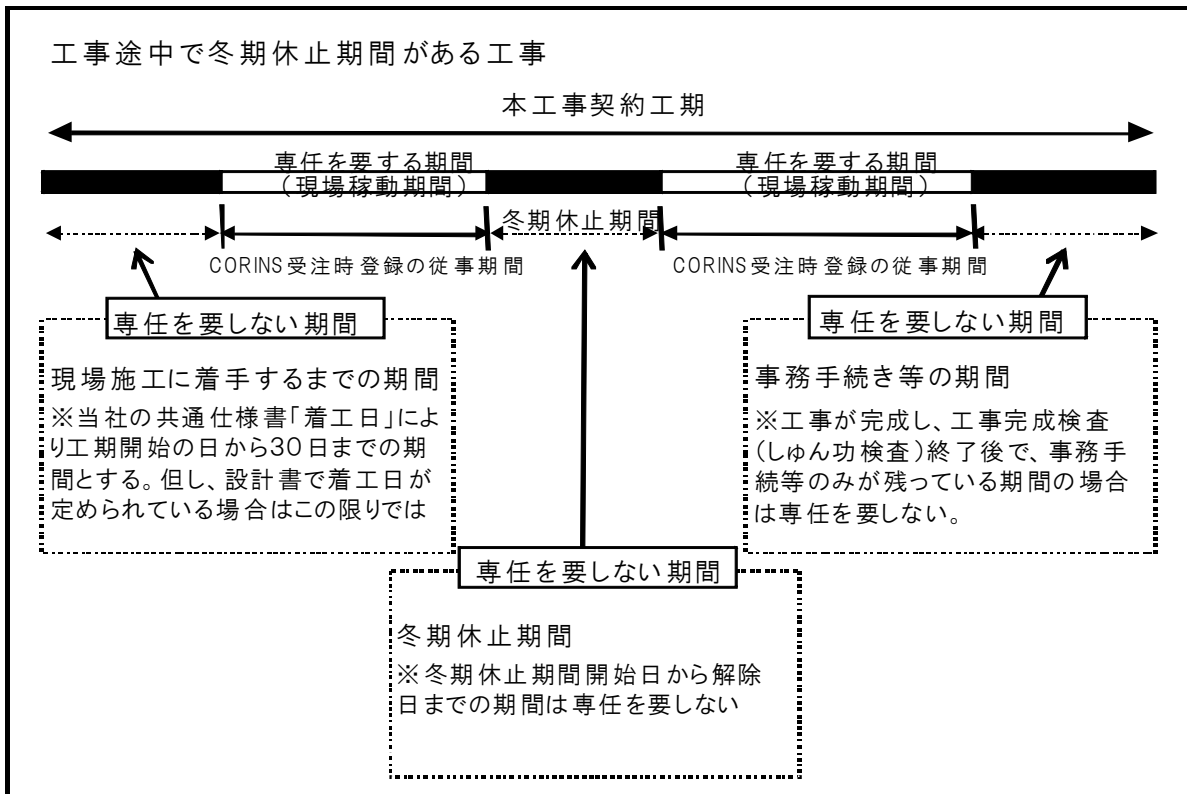
3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

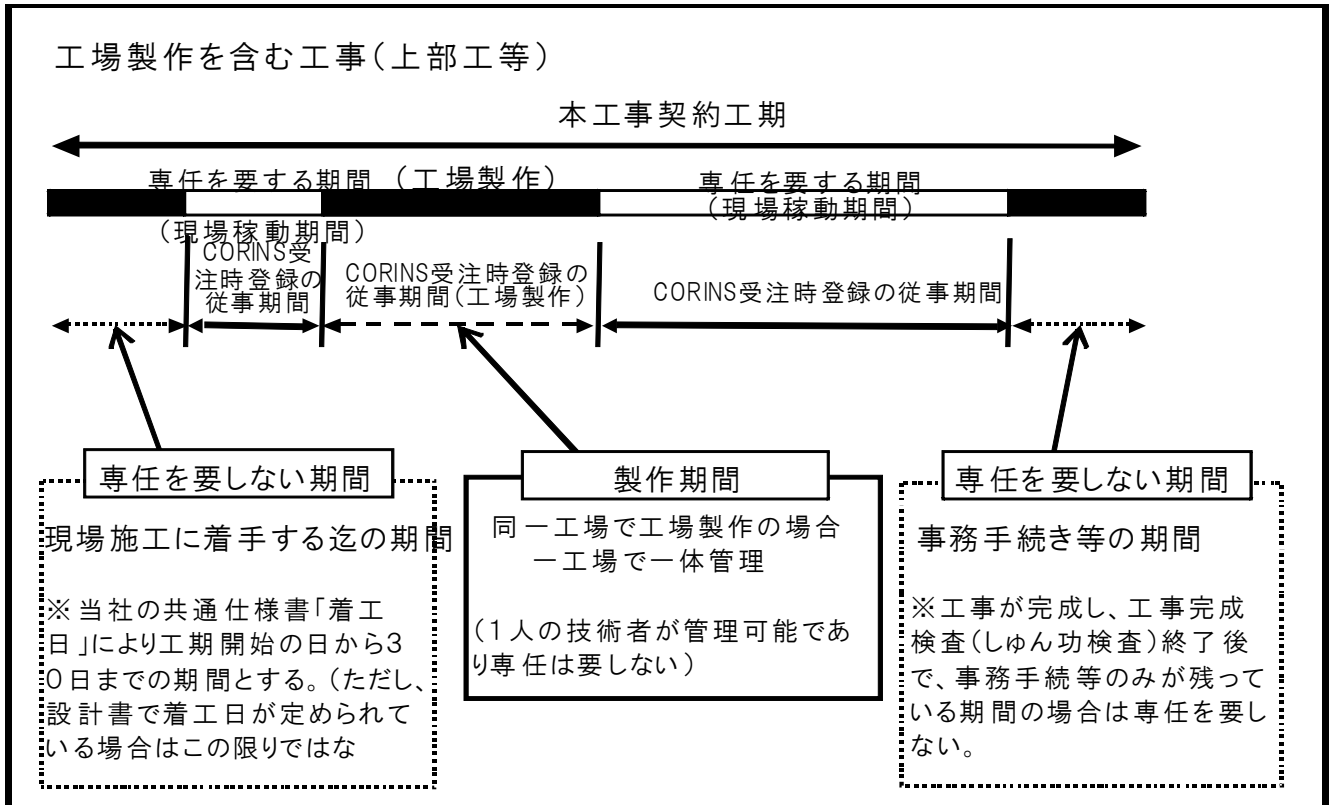
配置技術者の専任期間の基本的な考え方①



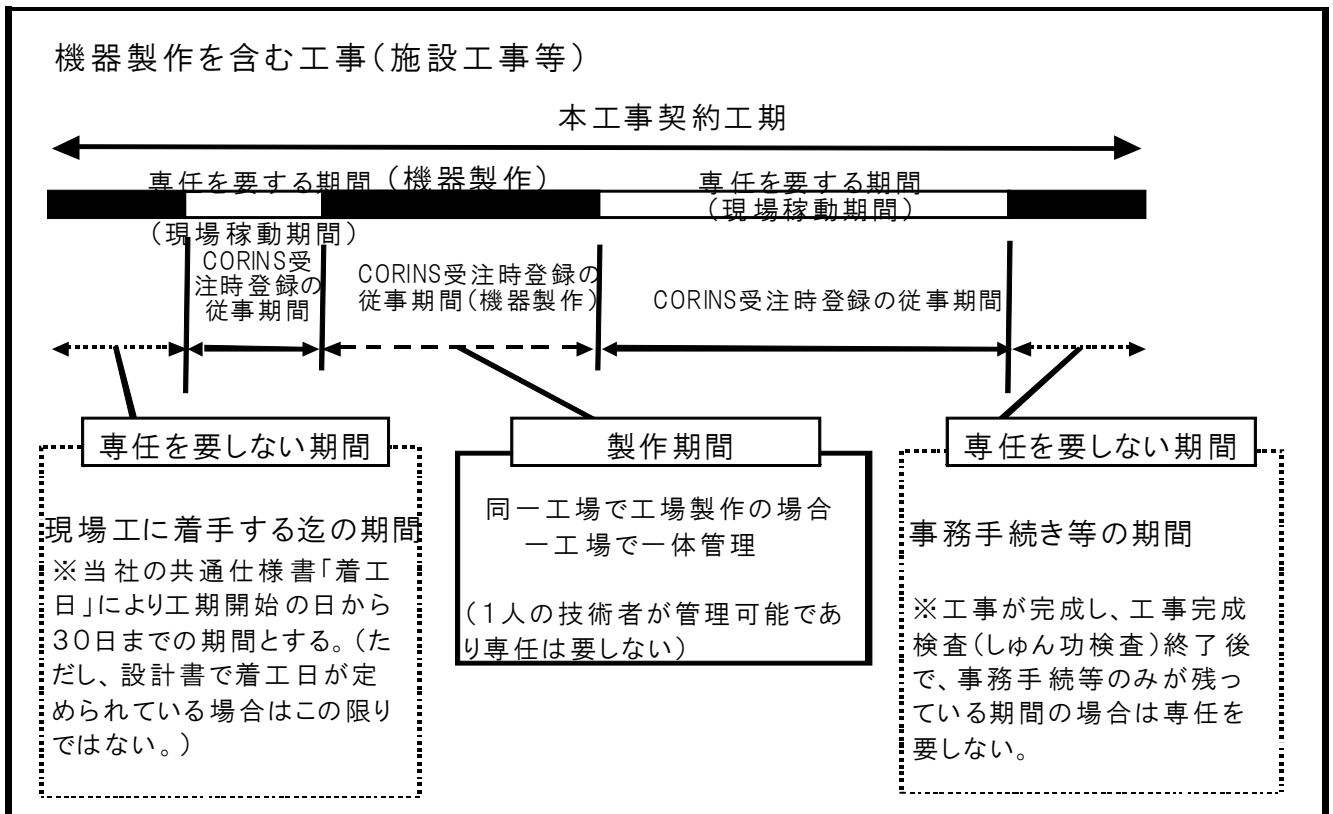
配置技術者の専任期間の基本的な考え方②



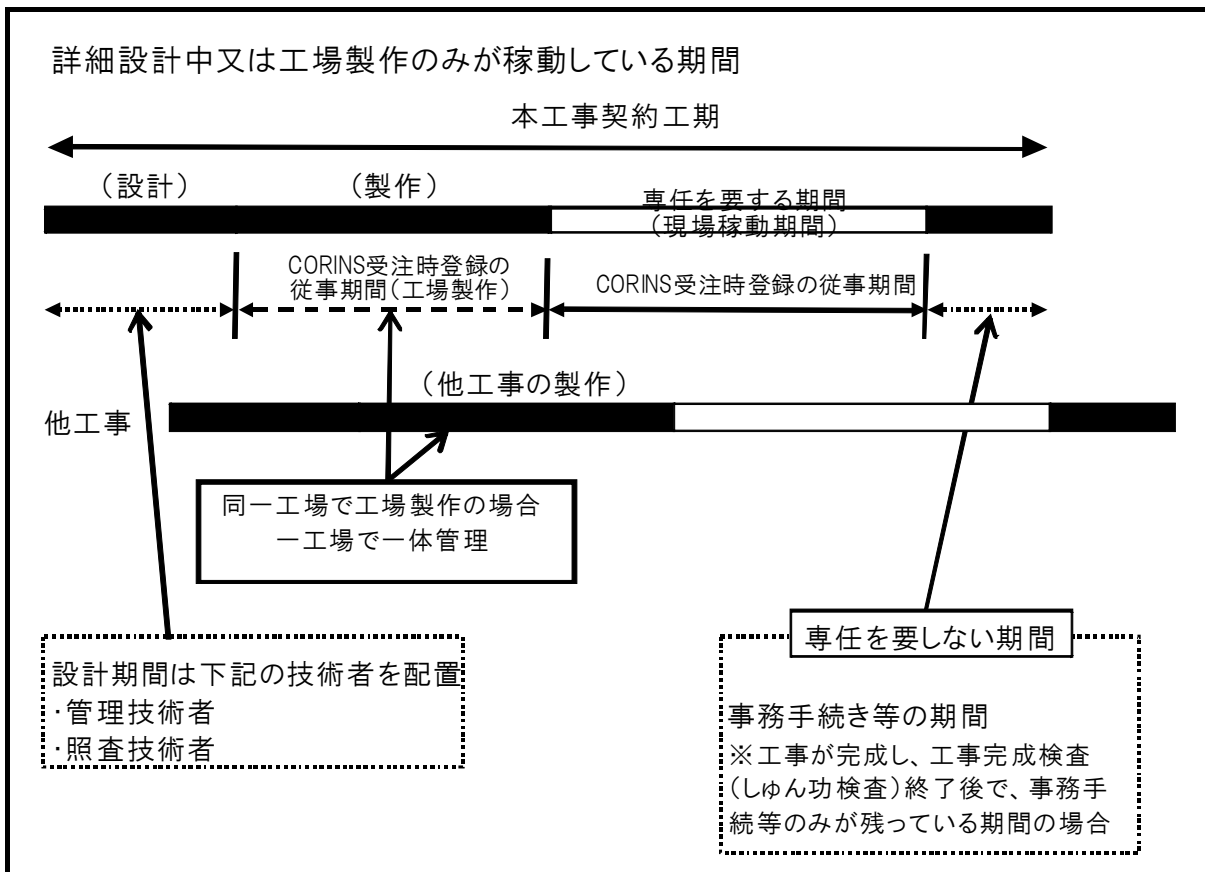
配置技術者の専任期間の基本的な考え方③



配置技術者の専任期間の基本的な考え方④



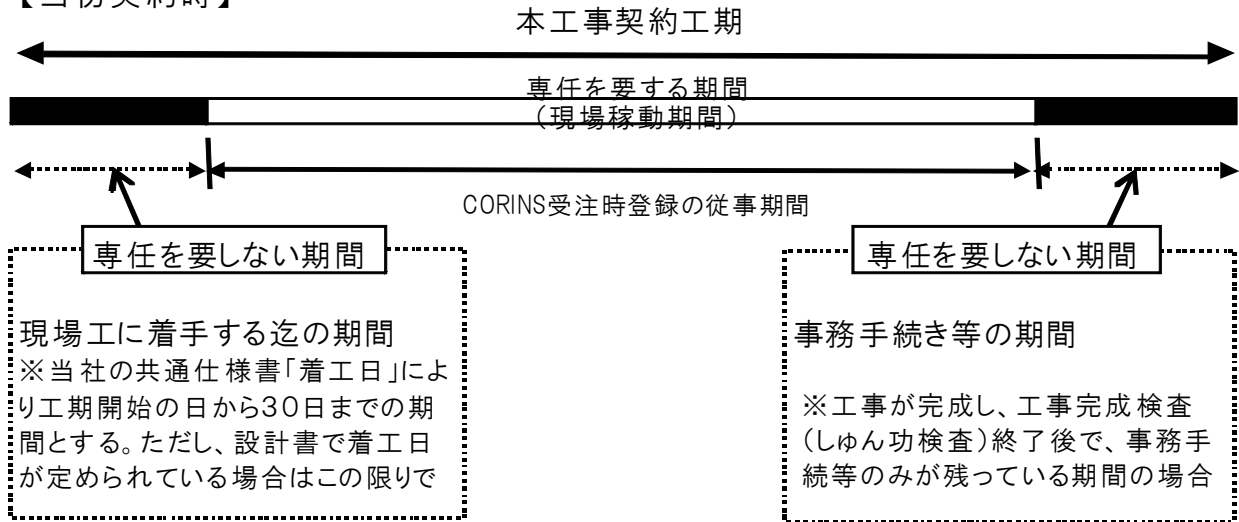
配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑤



配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑥

工事途中で工事一時中止が発生した工事

【当初契約時】



工事一時中止

